資料収集・持出し行為の免責について

令和6年10月消費者庁

1. はじめに

公益通報者保護法上、通報対象事実の証拠となる資料収集・持出し行為は、公益通報者 が保護されるために必要な要件とはなっていないが、中間論点整理「2 公益通報を阻害 する要因への対処」(3)には、以下の記載がある。

「証拠となる資料がなければ、通報先に対して、公益通報者が見聞きした不正行為の存在を証明することができないが、公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為が事業者による解雇や懲戒等の対象となるのかどうかが明確ではなく、公益通報を躊躇する要因になっているとして、公益通報のために必要で社会的相当性を逸脱しない限り、資料収集・持ち出し行為が免責されるよう規定を設けるべきとの意見があった。」

第四回公益通報者保護制度検討会では、資料持出し行為の刑事免責について、以下の意見があった。

「現行法でも解釈論として自救行為について違法性阻却があり得ると解されており、 そちらとの対比で公益通報のためでも違法性阻却の余地はあり得る。ただ立法論となる とかなり難問。」、「資料の持出しは公益通報に必須であるという指摘は十分に理解できる ところである一方、所有権や占有侵害が私人の自己判断で行われることが拡散していく ことは財産秩序維持の点でかなりのデメリットになり得る。メリットとデメリットを考 えるとともに、そもそもいかなる構成要件に該当し得るのかも踏まえてさらに整理しな ければならない。」

以上を踏まえ、本資料では、具体的に想定される行為及び考えられる犯罪類型を整理する。

2. 具体的に想定される行為

資料収集・持出し行為として議論されている行為として、具体的には次のような行為が 想定される。

I. 収集(有体物)

不正を認識し、公益通報をしようとする者が、証拠となる資料を持っていない場合 に、通常の業務で入手しうる範囲を超えて資料を収集する行為

II. 持出し(有体物)

不正を認識し、公益通報をしようとする者が、業務において許容されていないにもかかわらず、証拠となる資料を自宅等に持ち出す行為

III. 収集・持出し(データ)

不正を認識し、公益通報をしようとする者が、業務において許容されていないにもかかわらず、証拠となる資料を閲覧し、自己の媒体等に保存したり、メールで送信

したりする行為

IV. 通報先への提供

不正を認識し、公益通報をしようとする者が、業務において許容されていないにも かかわらず、証拠となる資料を通報先に提供する行為

3. 公益通報によって問題となる犯罪類型

刑事責任を免責について検討する場合、いかなる犯罪類型が問題になるかを整理して おく必要がある。

(1) 窃盗罪(刑法第235条)

他人の財物を窃取する行為は、窃盗罪に該当する。「窃取」とは、財物の占有者の意思に反して、その占有を侵害し、自己又は第三者の占有に移転させる行為をいう。

通常の業務で入手しうる範囲を超えて資料収集を行う場合(I)や、資料を持ち出す場合において持出し前には当該資料が事業者等の「他人」の占有下にあると刑法上評価される状況であり、持出し行為が業務上許容されていなかった場合(II)には、窃盗罪の構成要件に該当する可能性がある。

(2)横領罪(刑法第252条第1項)又は業務上横領罪(刑法第253条)

自己の占有する他人の物を横領する行為は、横領罪に該当する。その占有が業務上のものであれば、業務上横領罪に該当する。「横領」行為とは、不法領得の意思(すなわち、他人の者の占有者が委託の任務に背いて、その者につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思)を実現するすべての行為をいう。

資料を持ち出す場合において持出し前には当該資料が持出し行為をする者の占有下にあると刑法上評価される状況であり、持出し行為が業務上許容されていなかった(II)のであれば、横領罪又は業務上横領罪の構成要件に該当する可能性がある。

(3) 不正アクセス禁止法違反(同法第2条第4項、第3条、第11条)

他人のID・パスワード等を入力し、又はセキュリティの穴をついて、本来権限のないアクセスを行う行為は、「不正アクセス行為」として不正アクセス禁止法違反の犯罪に該当し得る。

本来アクセスできない資料を収集する場合(III)に、他人のID・パスワード等を入力するなどしてアクセスすれば、不正アクセス禁止法違反の構成要件に該当する可能性がある。

(4) 建造物侵入罪(刑法第130条前段)

正当な理由がないのに、人の看守する建造物に侵入する行為は、建造物侵入罪に該当する。「侵入」とは、管理権者の意思に反して立ち入る行為である。

通常の業務でアクセスしうる範囲を超えて資料収集を行う場合(I)に、そのために

業務上立入りが禁じられたエリアに立ち入れば、建造物侵入罪の構成要件に該当する 可能性がある。

(5) 背任罪 (刑法第 247 条)

他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、背任罪に該当する。

業務上許容されていない収集・持出し(I、II、III)、通報先への提供(IV)は、「任務に背く行為」に該当する可能性がある。

なお、公益通報は「不正の目的でないこと」が要件であるが、背任罪との関係では「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」(図利加害目的¹)該当性が問題となり、それぞれの目的要件が個々の状況においてどのように解釈されるか次第である。

(6) 営業秘密侵害罪(不正競争防止法)

例えば、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、 次のような行為をすると、営業秘密侵害罪(不正競争防止法違反)に該当する。

- 詐欺等行為又は管理侵害行為により、営業秘密を取得する行為(同法第 21 条第 1 項第 1 号)
 - ※ 詐欺等行為とは、人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう (同号)。
 - ※ 管理侵害行為とは、財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の 営業秘密保有者の管理を害する行為をいう(同号)。
- 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、使用し、又は開示する 行為(同項第2号)
- 営業秘密を営業秘密保有者から示された者が、その営業秘密の管理に係る任務に 背き、記録媒体等を領得し、使用し、又は開示する行為(同条第2項第1号から 第3号)

業務上許容されていない収集・持出し(I、II、III)、通報先への提供(IV)は、営業秘密侵害罪の構成要件に該当する可能性がある。

なお、公益通報 (「不正の目的でないこと」が要件である。) のために行った場合には、営業秘密侵害罪における「不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に

-

¹ 本人の利益を図る目的で行為に出た場合は背任罪を構成しないこととなるが、本人の利益を図る目的が自己又は第三者の利益を図る目的と併せて認められる場合には目的の主従により背任罪の成否が決められるとされている(最決昭和 35 年 8 月 12 日刑集 14 巻 10 号 1360 頁)。本人の利益を図る目的が決定的な動機でない場合には図利加害目的を認め得るとされ(最決平成 10 年 11 月 25 日刑集 52 巻 8 号 570頁)、主観的要素としても自己又は第三者の利益を図る目的について「意欲ないし積極的認容までは要しない」(最決昭和 63 年 11 月 21 日刑集 42 巻 9 号 1251 頁)とされている(『条解刑法〔第 4 版補訂版〕』807 頁~808 頁)。

損害を加える目的」が否定されることが多いと考えられるが²、それぞれの目的要件が 個々の状況においてどのように解釈されるか次第である。

(7) 個人情報保護法違反

個人情報取扱事業者(その者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人)若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為は、個人情報保護法第 179 条違反として犯罪に該当する。

業務上許容されていない提供 (III-b) は、同罪の構成要件に該当する可能性がある。 なお、公益通報 (「不正の目的でないこと」が要件である。) のために行った場合には、個人情報保護法違反における「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」が 否定されることが多いと考えられるが、それぞれの目的要件が個々の状況においてどのように解釈されるか次第である³。

4. 検討事項

公益通報のために必要な資料収集・持出しとして具体的に想定される行為のうち、社会的相当性を逸脱しておらず、法律であらかじめ免責する必要がある犯罪類型はあるか。

以上

⁻

² なお、経済産業省知的財産室編「逐条解説 不正競争防止法 令和6年4月1日施行版」(https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/Chikujo.pdf) 278 頁に以下の記載がある。

[「]図利加害目的に当たらないものとして、<u>公益の実現を図る目的で、事業者の不正情報を内部告発する行為(①)</u>、労働者の正当な権利の実現を図る目的で、労使交渉により取得した営業秘密保有者の営業秘密を、労働組合内部(上部団体等)に開示する行為(②)、残業目的で、権限を有する上司の許可を得ずに、営業秘密が記載等された文書やUSBを自宅に持ち帰る行為(③)等が挙げられる。

①は、内部告発の対象となる事業者の不正な情報は、「営業秘密」としての法的保護の対象とならない上、内部告発は社会公共の利益の増進という公益を図ることを意図するものであるから、このような場合には図利加害目的には当たらないからである。」

³ ただし、公益通報に際して「個人情報データベース等」を提供する必要性がある事案は想定しづらい。